

会 議 の 名 称	議員定数・報酬等検討 特 別 委 員 会 協 議 会	開 催 月 日 ・ 令 和 8 年 7 月 17 日 開会時間・午前・午後09 時 59 分 閉会時間・午前・午後11 時 52 分
出 席 者	河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 佐藤 健 南谷 清司 栗津 明 原 一郎 安井 智子 川柳 雅裕 野口 佳宏 後藤 國弘 堀 隆和 藤川 貴雄 豊島 保夫 南谷 佳寛 花村 隆 山田 紘治 近藤 伸二	
欠 席 者		
オブザーバー		
傍 聴 者	岐阜新聞記者 1 名 中日新聞記者 1 名 一般傍聴人 1 名	
説 明 の た め に 出 席 し た 者	藤井議会事務局長 浅井議会総務課長 堀議会総務課課長補佐 森議会総務課主任	
協 議 事 項	○議員定数・議員報酬・政務活動費について（特別職報酬等審議会の答申を踏まえ再協議）	

【開会＝午前 9 時 59 分】

原委員長

ただいまから、議員定数・報酬等検討特別委員会を開会いたします。本日の委員会に傍聴の申出があれば、委員長においてこれを許可したいと思います。本日の協議事項は、お手元に配付したとおりです。

去る 13 日に羽島市特別職報酬等審議会から答申が出されました。その答申内容については配付しました答申書のとおりでございます。この答申内容については、議員定数、議員報酬、政務活動費のそれぞれが委員会の諮問内容と違う内容でございましたので、再度特別委員会を開催し、議員定数、議員報酬、政務活動費のそれぞれについて、答申を踏まえてご協議願いたいと思います。このことについて、何かご意見等がございましたら、ご発言願います。

近藤委員

委員長と副委員長にお尋ねします。報酬等審議会で審議する内容とはどういうことですか。条例について説明してください。審議会の条例に審議する内容が書いてあるでしょう。

何が言いたいかといいますと、条例の第 1 条に「特別職の報酬等について審議するために報酬等審議会を置く」とあり、第 2 条に「市長は議員の報酬の額並びに市長、副市長の給料の額…」と書いてあります。ここに政務活動費や議員定数は書いてありません。そうではないですか。

原委員長

議会として、定数、報酬、政務活動費を審議してほしいということを諮問しています。

近藤委員

それが間違っているのです。審議会が審議するのは報酬のみと書いてあります。政務活動費や議員の定数は書いてありません。まず委員長と副委員長から、この審議会がどういう趣旨で審議する会なのか回答してください。

原委員長

経緯は…

近藤委員

経緯を聞いていません。条例に基づいた話です。条例にないことを行ったわけですから。

〔「そもそも論やな」と呼ぶ者あり〕

近藤委員

そうです。そもそものスタートの話。

	〔「なんでこんなこと言われなあかんのや」と呼ぶ者あり〕
近藤委員	うん。条例に書いてないことを審議してしまったわけです。新聞にも「2減」と書かれてしまいました。 まず委員長と副委員長、条例に基づいて何を審議する審議会なのか説明してください。特別職報酬等審議会の条例は知っていますよね。そこには書いてありません。
原委員長	そもそも…
近藤委員	そもそもやない。条例に書いてないことをなぜ行ったのか。委員長と副委員長に回答をお願いします。
原委員長	そうしましたら、開催を依頼したときに抗議すればよかったのではないのでしょうか。終わった後に発言しても…
近藤委員	ですから、議長と副議長がそれを止めなければいけません。当然それが仕事です。人のせいにしたらあかんのや。議長と副議長にはそれを止める資格があります。そういう立場なんや。 条例に書いてありません。関連はありますが、我々は法律や条例、規則に則って行うのが仕事です。極端なことをいえば、条例違反です。それを議長と副議長が認めてしまったということです。ですから審議する前の話です。
藤川委員	報酬等審議会にかけたプロセスに問題があるという発言でしたが… 〔「違う。条例に書いてないということを言っとるんや」と呼ぶ者あり〕 〔発言を遮る者あり〕
藤川委員	報酬は審議できると。その報酬の根拠として定数を削減すること、あるいは政務活動費の兼ね合いも報酬の根拠として示されたことについては、私は問題ないと思います。 この辺りの条例の解釈について、事務局としてはどのようなお考えなのか聞きたいです。結局、諮問したのは議長ではなく市長ですので、議長に尋ねても…

	〔発言を遮る者あり〕
藤川委員	何が正しいのか理解されていないのではないかと思いますので、事務局の見解をお尋ねしたいです。 〔「何を言っとるんや。条例に基づいてやらないと」と呼ぶ者あり〕
南谷清司委員	条例の解釈についてですが、条例違反というご指摘がありました。その違反の根拠は何ですか。
近藤委員	それは簡単なことで、条例に書いてないからです。
南谷清司委員	書いてないということですが、当該報酬等と書いてありますが、「等」はどのように解釈していらっしゃるのでしょうか。
近藤委員	報酬等といっても、例えば政務活動費や議員定数については報酬とは関連ありません。政務活動費は報酬ではありません。
南谷清司委員	そのような解釈を近藤委員はされているということですが、それが定説かどうか、あるいは法解釈として正しいかどうかは別の問題です。 さらに、所掌事務について意見を聴くものとするという義務規定があります。「のみ」といわれましたが、「のみ」という規定はどこにもありません。報酬等については聴かなければいけませんが、それ以外の事柄について諮問することが禁止されているという規定はどの条文にもありませんので、その辺りも含めて判断をしなければいけないと私は思います。
野口委員	副委員長からお話もありましたし、諮問の文書を見ても、諮問事項については報酬と政務活動費の額について諮問しています。そして、定数については意見を求めると書いてあります。答申にもそのように書いてありますので、私は何も問題ないと思います。 諮問事項第1号に…
	〔発言中に挙手する者あり〕
原委員長	発言中です。

野口委員	発言中ですよ。発言したら駄目なんですか。 〔「発言をやめる素振りがあったから」と呼ぶ者あり〕
野口委員	堀委員、ずっと手を挙げていたじゃないか。失礼じゃないか。どういうことなんだ。 「市議会議員の議員報酬及び政務活動費の額について」とあり、第２項に意見を求める事項として「市議会議員の定数について」と書いてあります。諮問事項はあくまで報酬と政務活動費ですので、私は近藤委員が指摘するような問題は何もないと思います。答申にも「諮問事項への答申」として報酬と政務活動費の額について記載されており、「意見を求められた事項への回答」と書いてあるので、私は何も問題ないと思います。
堀委員	今の諮問事項については、市長サイドで行われていることです。報酬等審議会にそのようなことを諮問したということです。しかし、定数についても「２減」といったところまで謳ってあります。そういったことを謳わずに、審議の中で謳えばよいだけであって、答申書に「２減」といったものを出す必要はありません。その範囲内で答申をすればよいだけの話です。定数等について意見を求めるなどということは、審議会の越権行為に当たりますので、答申書に「２減」といったものを出す必要はないということです。
栗津委員	市長が諮問したのですが、まず議会から市長に諮問をお願いしましたよね。議会は何を諮問したのか、内容を教えてください。
原委員長	そのときは後藤國弘前議長が提出しています。
後藤國弘委員	この特別委員会の結論を市長へ持っていきました。その際には、議員報酬及び政務活動費についての諮問をしてくださいとお願いしました。また、それに付随して、議員定数は大きく関連してくるので、そのことについての意見も求めるようにお願いしました。
栗津委員	条例では報酬だけの権限となっています。定数まで踏み込む必要はありません。定数は定数だけで、また、別の審議会を作るべきではないかと思います。

藤川委員	今のは栗津委員の個人的な感想です。条例に基づいて… 〔発言を遮る者あり〕
藤川委員	先ほど堀委員が言われた「越権行為」という言葉は極めて不適切だと思いますので、その発言は取り消されたほうがよいと考えます。
堀委員	条例では「報酬等」となっています。先ほどから言っているように、定数の「2減」といったところまで踏み込んで答申に書いてあります。これが「意見」だったにしろ、そういうところまで問題になっているわけです。 「報酬等」ですので、報酬だけについて諮問したと。市長が審議会を招集するのに対しても「報酬等」で招集しているわけです。定数についてどうこうといったところまで、市長の権限としてはありません。ですので、私はそれについて「越権行為」という話をいたしました。
藤川委員	先ほどの後藤國弘前議長の説明を聞いても、発言を取り消されるお考えはないということですね。
堀委員	後藤國弘前議長はそのように市長に依頼したということですが、定数については審議会には権限がありません。後藤國弘前議長のときにそのようなことを言われたということについては、後藤國弘前議長が踏み込んだところまで市長に求められたという解釈であります。
藤川委員	再度確認しますが、今も審議会が越権行為をしたという認識にお変わりはないということですね。
堀委員	「2減」について記載があることに関して、審議会では報酬だけだと何度も申し上げています。ですので、「2減」については、答申書に書く必要はないということです。議長がそのように言われたにせよ、我々としては定数については何も求めています。議長がそのように言われたにせよ、市長の審議会ではそこまでは対応できません。そこを勘案していただき、取り下げるのであれば取り下げていただくのが本来の姿だと思います。
後藤國弘委員	諮問事項は、第1号として羽島市議会議員の議員報酬及

	び政務活動費の額についてお願いしております。意見を求める事項としては、特別委員会で出た結論に議員定数もありましたので、それに付随して意見を求めたということです。意見を求めたのですから、「2減が妥当です」という意見が返ってきただけの話です。諮問されたものは報酬と政務活動費です。 羽島市特別職報酬等審議会条例の第2条には、「市長は議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする」とあります。 ご存知のとおり、政務活動費は報酬ではありません。また、議員定数もこんなところで審議する事柄ではありません。そこが根本的に間違っています。皆様の意見を聞いていただければいいですが、これは元々が間違っています。政務活動費は報酬ではありませんし、議員定数について意見を聴く場でもありません。 また、当日の審議内容も公表されていますが、7人のうち5人が出席対象者で、当日1人お休みになったとのことですが、4人で審議したとのことですが、4人のうち1人は会長ですので、実質3人で審議したのです。自治会の会長、商工会議所の会頭、労働組合の方の3人です。こんな議会の大事なことを。その方々が悪いとは言いません。しかし、本来であれば全員出席して審議すべきではないでしょうか。 〔「2回目は全員出席されました」と呼ぶ者あり〕
近藤委員	まあいいけど。とにかく、条例に書いていないことですので、その辺りが間違っていると言いたいんです。
栗津委員	議事録を見ますと、「定数が1減なら報酬はいくら、2減なら報酬はいくら」と、定数まで踏み込んで結論を出していますが、定数は除外しないと。参考にするのならよいですが、定数に踏み込んで議論するのはおかしいと思います。そもそも諮問した時点からおかしいです。
藤川委員	おかしいというお話がありますが、条例を読みますと「市長は議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該報酬等の額について審議会の意見を聴くも

	のとする」とあります。 今回は、羽島市議会の議員報酬、政務活動費、そして定数も含めてこの委員会で審議しています。報酬を変えるためには条例を改正しなければいけません。その条例を議会に提出することになるので、審議会の意見を聴くものとするという第2条のとおり審議会が開かれました。その中で議員報酬等について審議していただき、答申が出たというものです。間違っているとおっしゃることが間違っていると思います。第2条のとおり審議会が開かれ、答申が返ってきたことであり、何も問題はないと思います。
近藤委員	何度も言いますが、政務活動費は報酬ではないことはお分かりですね。 〔「報酬等です」と呼ぶ者あり〕
近藤委員	「等」の話ではなく、政務活動費は報酬ではありませんよね。 〔藤川委員うなずく〕
近藤委員	それでは議員定数はどうですか。
藤川委員	先ほど、市長に審議会の諮問を依頼した後藤國弘前議長のお話にありまして、諮問をしていただくことを求めた内容は議員報酬と政務活動費です。議員定数については意見を求めたということであり、諮問をお願いしたのはあくまでも「報酬等」です。この「報酬等」には議員報酬や政務活動費が含まれます。
近藤委員	藤川委員には政務活動費のことは理解していただいたようですが、審議会は議員定数を少なくするか多くするかを審議する場ではありません。条例のどこにも書いてありません。
議会総務課長	後藤國弘前議長が言われたとおり、議員定数と報酬、政務活動費は性質は異なりますが、今これらは相互に関連するからこそ、一つの特別委員会として議論をしています。 今回、議会から市長へ依頼したわけですが、定数の削減は報酬や政務活動費にも関連し、密接に繋がっています。それを切り離して検討することを求めるのは、報酬等審議会と

山田委員	しても難しいと思います。 審議会としては議会のことだけでなく、市民の意見や市の財政の関係など、様々なことを勘案して審議します。それも含めて、報酬等については諮問を求め、定数については意見をいただいたということです。その辺りを整理して発言していただきたいです。 私は7月14日の岐阜新聞の記事から質問をさせていただきます。この件について、事務局は定数や政務活動費は関連として協議してもらったということですが、公には答申で「議員報酬を月1万円増額し40万4,250円」など、はつきり謳われています。事務局が言われるような方法であれば、これは公表してはいけない話です。あくまで報酬だけで進めなければいけません。 〔「隠さないといけないことなの」と呼ぶ者あり〕
山田委員	いやいや、そもそも報酬等審議会は報酬を審議する場です。私も長年やってきておりますが、そのように判断しております。 そして、この記事についても定数削減について署名が1万1,000名あると書いてあります。その後、商工会議所の会頭名で削減について文書が来ましたが、これも全部、全員協議会に諮ってお断りしていますよね、削減しませんと。 それにも関わらず、公表されるのは自由かもしれませんが、その関係まで公表されています。市民は今ここで議論している話と表に出た話で混乱してしまいます。あくまで報酬等審議会は報酬だけで進めればよいのに、それに併せて議会から審議をお願いしたということですが、それも問題があるのではないかと思います。 いずれにしても、自分たちのことですから、あるいは将来に繋がっていく問題ですので、慎重に審議をしていただきたいです。誰々が言うから賛成、反対というのではなく、もっと慎重に協議していただきたいと思います。委員長、いかがでしょうか。
原委員長	ほかにご意見ございませんか。
南谷清司委員	「報酬審議会」ではなく「報酬等審議会」です。「等」の中に何が含まれているかが議会としてははっきりと判断がついているわけではありませんが、私自身は、「等」の中に報

	酬も政務活動費も入っていたとしても全く違和感はありません。 また、「報酬等の額について審議会の意見を聴くものとする」という表現ですから、報酬等を変える場合は意見を聴かなければなりません。それ以外の意見を聴いてはいけないと、どうしてなるのかが私には不思議でなりません。 特に今回、事務局からお話があったように、議員定数、議員報酬、政務活動費は密接に関連していることを、特別委員会の中でもそれを踏まえながら議論して、バランスをとってある程度の案を作ってきたと思っています。当然、報酬等審議会でも同じような議論をされなければ、良い結論、合理的な結論にはたどり着けないと思います。現状は非常に合理的な状況であると考えています。
山田委員	「報酬等」の「等」の解釈によって結論が左右されるお話ですので、まずはこの「等」について専門家に確認して、それからもう一度スタートしてはいかがでしょうか。
藤川委員	この議論の流れは、最初に近藤委員が言われた「審議会で話してはいけないことが話されている」というところから始まっています。本当に話してはいけないことだったのかについては、条例のどこにも書いていないため、話してはいけないことを話したということにはなりません。 〔発言を遮る者あり〕
藤川委員	報酬等審議会の対応については何も間違っていないので、本来の議題に戻り、議事を進めていただけるよう委員長にお願いいたします。
近藤委員	条例にはっきりと「報酬」と書いてあります。政務活動費は報酬ではありませんし、議員定数は明らかに違います。あくまでも条例、規則、法律に則って我々は行動するんです。そこを間違えてはいけません。勝手に解釈してはいけません。
議会総務課長	審議会にかける際に、担当課である職員課へ議員定数の意見を求めることについて確認し、問題ないということで審議会にかけています。審議会の事務局としては問題ないという結論です。

原委員長	今、事務局から問題ないという発言がございました。議論が平行線になっていきますので整理したいと思います。 条例上問題があるという意見と、そのまま進めて問題ないという二つに分かれていますので、その辺りを皆様にお諮りしたいと思います。
近藤委員	採決することではありません。我々議員は法律や条例、規則に則って活動するのが仕事です。政務活動費は報酬ではない、議員定数も違いますから、条例に則ってやってほしいと言っているのです。
議会総務課長	もう一度申し上げますが、所管課の職員課として問題ないという結論を出しており、報酬等審議会としても別に問題ないという意見ですので、それが結論です。
原委員長	今、事務局から問題なしと結論が出ましたので、問題なしと捉えます。問題ありません。 〔委員長が決めたらあかん。条例に基づいてやらんと〕と呼ぶ者あり
原委員長	問題がないということで条例に則って進めております。同じ発言が繰り返されています。
堀委員	議員報酬等は構いません。しかし、その「等」の中に定数について…
原委員長	同じ議論は…
堀委員	同じ議論ではない。定数について、我々議員が今まで何回も審議してきて「1減」で落ち着いたという話があります。それについて、審議会のほうには多分伝わっていないと思います。そのような話が伝えられずに、職員課が言うから、というわけにはいきません。我々議員のための条例です。職員課が了承したからそれで決まりというわけにはいきません。我々議員が定数についても何度も協議して結論に達していることに対して、アンケートとか、明らかに簡単な審議をしている。 我々議員の結論について審議されていないということで、私は認めるわけにはいきません。

原委員長	本日、撮影の申出があれば委員長において許可したいと思います。
藤川委員	ただいまの堀委員の発言は、本日の議題の内容に踏み込んだ発言かと思います。答申についてのご意見でありましたので、議題に沿って議事を進めていただきますよう、まずは委員長に議事進行をお願いいたします。
栗津委員	問題なしと発言されましたが、職員課の判断です。条例や法律に関わることであり、間違いが起きているかもしれません。その責任はとれますか。
原委員長	問題なしとしております。
藤川委員	今日の議題に対する議事の妨害に当たる可能性もあるということを踏まえての、ご自身の発言であると自覚された上で認識されたほうがよいと思います。
後藤國弘委員	諮問して答申が出ておりますので、答申内容についての議論に早く入ってください。その前で立ち止まることはないように、本日の議題に入ってください。
豊島委員	過去にも羽島市議会は報酬の減額や議員定数の削減を行ってきていますが、過去においても両方とも特別職報酬等審議会にかけられているのか、お聞きします。
議会事務局長	過去におきましては、他の特別職の報酬と同じタイミングで議員の報酬も審議会にかけております。ですので、議員報酬を単独で審議会に諮問していただいたのは今回が初めてとなります。
豊島委員	21 人から 18 人に削減した際も審議会にかけていますか。 〔「定数についてはかけていません」と呼ぶ者あり〕
豊島委員	私もかけていないと調べておりましたが、確認させていただきました。
原委員長	それでは答申結果について意見を求めたいと思います。 〔「その前段階でまだ議論しているところ」と呼ぶ者あり〕

原委員長	条例に関しては問題ないことといたしましたので。 〔「勝手に決めないでください」と呼ぶ者あり〕
原委員長	10 分ほど休憩いたします。 【休憩=午前 10 時 44 分】 【再開=午前 10 時 55 分】
原委員長	再開します。まずは局長から報告がございます。
議会事務局長	この件につきましては、3 月 26 日の全員協議会におきまして、議員定数、報酬及び政務活動費の方向性が決まったということで、今後、3 月中に羽島市特別職報酬等審議会へ開催依頼をします、という報告をさせていただいております。 それを踏まえまして、後藤國弘前議長は市長へ報酬等審議会の開催依頼をしております。市長は議長からの依頼に基づきまして、報酬等審議会に諮問しておりますし、今回、報酬等審議会から市長へ答申と意見が来ております。 3 月 26 日の全員協議会で皆様にご説明してから行っておりますので、特に問題ないと考えております。
原委員長	まず今回の条例運用について、問題あるのか、適切だったのかということについて、採決を採ります。 まず、条例の運用が問題ありと思っている方は、挙手してください。 〔「強行してはいけない」と呼ぶ者あり〕 〔「条例に則って行うのが我々の仕事だと言っている」と呼ぶ者あり〕 〔「意見だけ言わせてください」と呼ぶ者あり〕
原委員長	議長の議事整理に従ってください。間違っていないということが分かりました。きちんと皆様にも説明をして、順序立てて行っています。
佐藤委員	今、「議長の」というご発言があったのですが、これは特

	別委員会ですよね。そこだけ整理してください。
安井委員	先ほど局長が言われたように、このように開催を依頼しますということを皆様に言った上で進めていただいています。なぜ今になってこれはおかしいと言われたのか教えてほしいです。そのときに、これはこうだと、なぜ私たちに教えていただけなかったのか、近藤委員、教えてください。
近藤委員	答申を見まして、内容が明らかに間違っているということで意見を言いました。それだけです。
安井委員	その間違っているというのは、いつ頃お気づきになったのでしょうか。
近藤委員	いつということではなく、それは答申を見て分かりましたが、まず私が先ほどから何度かお話ししているのが、この審議会で審議すべきことはではないと言っていますので、採決を採る問題ではないんですよ。 審議会の役割はあくまでも報酬等となっていますが、政務活動費は報酬ではありません。議員定数についても、この審議会で審議することではないんです。関連はありますけれども。ですから、採決は間違っているのです。
原委員長	何度も整理しますけれども、3月の全員協議会で、定数、報酬、政務活動費を諮問する報酬等審議会の開催を依頼しますと皆様にご報告をして、後藤國弘前議長が市に依頼して、順番どおりにきちんとやっていたと。そして事務局からも今回の運用に関しては全く問題ない運用だという話があります。
近藤委員	私が言っているのは、政務活動費は報酬ではないということです。それから議員定数は、関連性はありますが、ここで意見を述べることではないのです。結論を出すところではないのです。 〔発言を遮る者あり〕 〔「手を挙げて発言しないか」と呼ぶ者あり〕
近藤委員	ですから、私はこの審議会の条例に沿ってやっていただけないかとお願いしているのです。分かりますか。

原委員長	条例に沿っているという話ですので。
近藤委員	間違ったやり方をされたということです。
原委員長	間違っていないです。
近藤委員	審議する内容が、そこでやるべきことではないのです。
原委員長	間違っていないです。
堀委員	審議会にかける前に、議員のほうでは定数は1減と決まりました。そのような説明をされて、1減に決めましたという、その前提で審議されているなら分かります。 しかし、そこまで押さえてあるということが見えません。ですから、諮問する内容ではなかったと私は思っています。
原委員長	平行線になっていますので、採決を採りたいと思います。
山田委員	先ほど、3月26日の全員協議会で、市長へ開催を依頼するという説明があったと。そのときに、議員定数とか政務活動費、報酬、これを諮問しますよと言ってあるのか、漠然と発言したのか。会議録はあると思いますが、公表していただけないか。私は先ほどから言っていますように、慣例的には報酬は報酬等審議会に諮るものであり、定数や政務活動費については諮る必要はないと思っていましたので、その辺りのところを明らかにしていただきたいと思います。 会議録の関係、その3つを諮問するとはっきりそのときに議長が言われたかどうか、その会議録の確認をお願いさせていただきます。
議会事務局長	「議員定数、報酬、政務活動費は、議員定数・報酬等検討特別委員会におきまして方向性が決まりました。スケジュール案にございますように今後については3月中に市長へ羽島市特別職報酬等審議会の開催依頼をいたします」と報告しています。 〔「言っている」と呼ぶ者あり〕
山田委員	今の話を聞きますと、中身は言っていないですね。

	〔「この報告で分かる」と呼ぶ者あり〕
後藤國弘委員	中身も報告してあります。議員定数、報酬、政務活動費についての委員会において決定した事項については全て報告してありますので、報酬等に対しての諮問と、議員定数に関しては意見を付すようにお願いしますということで、市長にはお願いしてあります。
原委員長	議事が全然進まないの… 〔発言を遮る者あり〕
堀委員	答申でね… 〔「答申の内容ですか」と呼ぶ者あり〕
原委員長	答申の内容にはまだ入っていないので。
堀委員	「定数１減では市財政の削減が顕著ではないことから、議員報酬及び政務活動費の額を引き上げる場合は定数２人の削減が必要であると結論に至った」などを書いてあります。私たちが１減と言っているのに。１減については触ってもらっては困る。
原委員長	内容のときに言ってください。今回の条例の運用について問題があると思う方は挙手してください。 〔挙手少数〕
原委員長	近藤委員、花村委員、豊島委員、堀委員、佐藤委員、栗津委員、川柳委員、山田委員。８人。 では、適切に運用したと思う方は挙手をお願いします。 〔挙手多数〕
原委員長	河崎委員、後藤徹委員、南谷清司委員、安井委員、野口委員、南谷佳寛委員、藤川委員、後藤國弘委員、安藤委員。適切が９人。９対８ですので、運用は適切と判断します。 次に、この内容について議論をしていきたいと思います。今回の答申の定数報酬、政務活動費の内容についてのご意見のある方は挙手をお願いします。

少し長くなりますが申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

議員定数、議員報酬及び政務活動費の改定について、報酬等審議会から答申等が示されました。この答申等を受け、議会はこれをどのように受け止め、どのように対応すべきかについて、私の考えをお話しさせていただきます。

まず、これまでの経緯でございますが、私たち議会は特別委員会で議員定数、議員報酬及び政務活動費の改定案を取りまとめた上で、議長から市長に対して、羽島市特別職報酬等審議会条例に基づく報酬等審議会の開催をお願いしました。その理由は明確です。議員自身が自らの定数や報酬を決めることについて、市民からお手盛りではないかとの疑念を持たれないよう条例に基づく第三者機関による客観的な検証を受け、市民の理解と信頼を得るためです。

その結果、報酬等審議会から答申等が示されました。内容は議員定数を 16 人へ 2 人減、議員報酬を月額 40 万 4,250 円へ 1 万円増、政務活動費を年額 12 万円へ 4 万円増とするものです。

さらに附帯意見では、定数を 2 人削減することを条件に報酬及び政務活動費の引き上げを認める一方、定数削減が 1 人にとどまる場合には議員報酬は据え置くべきであるということが明確に示されています。

私はこの答申等を真摯に尊重し、特別委員会の改定案を答申等どおり修正すべきであると考えています。理由は 3 点あります。

第 1 に、今回の答申は多面的な資料と客観的な審議に基づいて導き出された合理的な結論であること。第 2 に、この審議会は議会自らが開催をお願いした条例設置の第三者機関であり、その判断を尊重する責任が議会自身にあること。第 3 に、今回の答申等は議員定数、議員報酬及び政務活動費を一体として判断したものであり、それぞれを切り離して考えることはできないこと。これらについてその理由を説明します。

まず第 1 の理由です。今回の答申等は市民アンケート、県内他市との比較、財政状況、改定による影響額など、多面的かつ客観的な資料に基づき、2 回にわたる慎重な審議を経て導き出された結論です。とりわけ市民アンケートでは議員定数について 44%、議員報酬について 38%の方が「多い」と回答されています。この市民の声は私たち議会自身が実施した調査によるものです。その結果を重く受け止めるこ

とは当然の責務であると考えます。

第2の理由です。私は今回、最も重要なのはこの点であると考えています。この審議会が市長が独自に設置したものではありません。議会自らが市長に開催をお願いし、条例に基づいて設置された第三者機関です。私たちは自らの利害に関わる事項だからこそ、第三者による客観的な判断を求めました。その結果、自分たちに都合の良い部分だけを採用し、都合の悪い部分だけを退けるのであれば、第三者機関に審議をお願いした意味そのものが失われます。

問われているのは答申等に賛成か反対かではありません。自ら選択した手続を自ら最後まで尊重するのかどうかということです。答申等を否定することは議会自らが選択した手続そのものを否定することになります。そのような姿勢は審議会制度に対する市民の信頼だけでなく、議会そのものへの信頼を損なうことになりかねません。

第3の理由です。今回の答申等は議員定数、議員報酬、政務活動費の3項目をセットで判断した答申等です。附帯意見には、報酬及び政務活動費の引き上げは定数削減を前提として初めて認められることが明確に示されています。つまり、この3項目は切り離せない関係にあります。

したがって、例えば政務活動費だけを答申どおりに引き上げ、定数だけは特別委員会案のままとするような対応は答申等全体の論理と整合しません。答申等を尊重するのであれば、その結論だけでなくその判断の前提や考え方も含めて尊重することが必要であると考えます。

ここで想定される反論について前もって私の意見をお話しさせていただきます。まず答申には法的拘束力はなく最終的に決めるのは議会であるという意見です。確かにそのとおりです。

しかし、法的拘束力がないことと、自ら第三者機関に判断を求めた責任とは別の問題です。私たちは自ら客観的な判断をお願いしました。そうである以上、その判断を尊重する政治的、道義的責任があります。問われているのは法的拘束力ではなく、自ら選択した手続に最後まで責任を持つ姿勢です。

また、特別委員会で十分議論したという意見もありそうです。私も特別委員会の議論を否定するものではありません。しかし、それは議員自身による議論です。だからこそ私たちは第三者機関による客観的な検証をお願いしました。その結果、修正すべき点が示されたのであれば、それを真摯に受け止めて議論を見直すことこそ、議会として最も誠実

	な対応ではないでしょうか。 さらに、今後も答申に縛られる前例になるとの意見もあるかもしれません。しかし、私は答申に無条件で従うべきと言っているではありません。将来、答申に明らかな不合理や重大な問題があるのであれば、その都度具体的な根拠を示して議論すればよいのです。 しかし、今回の答申等は手続、審議内容、判断過程のいずれを見ても十分な合理性を備えています。むしろ、議会が合理的な理由なく変更することこそ、第三者に諮っても結局は議会の都合で変えられてしまうという前例を残すことになりかねません。 以上のことから、私は特別委員会の改定案に固執することなく、報酬等審議会の答申等どおり、議員定数を 16 人へ 2 人減、議員報酬を月額 40 万 4,250 円、政務活動費を年額 12 万円とするよう修正すべきであると考えます。 私たちは自ら第三者機関による審議という手続を選択しました。そうである以上、結論が自らの考えと異なったとしても、その手続に最後まで責任を持つことが、市民の理解と信頼を得るために最も大切な姿勢です。 私たちが守るべきものは自らに都合の良い結論ではありません。自ら選択した手続に責任を持ち、最後まで筋を通すことです。それこそが市民から信頼される議会の姿であると確信しています。委員の皆様のご理解とご賛同をお願いし、私の意見とします。ありがとうございました。
原委員長	答申についてほかにご意見ございませんか。
山田委員	ここまでに至る段階において、定数の問題、あるいは政務活動費の問題、報酬の問題と、2 年くらいかけていますよね。それを第三者機関に委ねる。これも結構な話だと私は思いますが、私たちがせっかく決めたことに対して、審議会から答申という形で返ってきたわけですね。そのことについて、今度は答申が正しいのか正しくないのかを決めるということで会議を行っているようです。 確かに報酬は審議会に諮らないといけないということで、それに付随して、定数や政務活動費も併せて審議をお願いしたということですが。 それはそれとして、果たして本当に議会としてその特別職報酬等審議会にこの 3 つを諮って良いのか悪いのか、これも私は疑問に思います。そういうことから考えますと、今後こういう形でやっていくということであれば、何も事前

	に特別委員会まで作って、何度も会議を開いて決定していく必要はなくなってくると私は思いますので、その点については本当に疑義があると考えております。 今、山田委員が言われたように2回ですよ。2回で、数名ですね、審議されたのは。それも議会についてご存知か分かりませんが、議員活動とは別の活動、仕事をしていらっしゃる人たちです。 そういう人たちが、答申書を見てみますと、定数1減の場合は削減を2人削減した場合と比べて、1人削減した場合はそれほど効果がないということも書いてありますが、具体的な数字も上がっておりません。 そういうことについて、これは表面上に書いてある。答申書だからかもしれませんが、本当にどこまで審議されたかということです。私たちは2年間ずっと審議しております。そして1減といった形になりました。 政務活動費についても、年額18万円が私たちの結論であったと思います。しかし、答申書には年額12万円と簡単に書いてあります。簡単と言っはいけませんが、私たちの18万円というところを踏まえた形で書いてありません。 ですから、山田委員が言われたように、2回ほどの審議で、どれくらいの時間やられたのか分かりませんが、これを尊重していくと、その方向に決まっていくということが、腑に落ちないというか、本当にそれでよいのかなということです。私たちの意見を参考にしてほしい、もっと大切に扱っていただかないかといけないと思います。
佐藤委員	議会として3月に決めましたよね。1減にするという内容で私は決まったと思っていたので、今回、諮問事項に含まれていたことも含めて疑問も感じたものですから、先ほど問題があるという意見に賛成した次第です。 そのような立場から考えたときに、ここの附帯意見として、本来は1減を前提として話し合うべきだったかと思いますが、「議員定数を1人削減とする場合は報酬を据え置くことを求める」と書いてありますので、報酬は据え置き、私自身報酬引き上げにそもそも反対していた立場であり、減額も提案しておりましたので、引き上げないでほしいと強く思っております。 政務活動費については、先ほど堀委員からもご発言ありましたけれども、議会で決まっております。報酬等の「等」

	の範囲についてですが、これは先ほどからも話題になっておりますけれども、定数と政務活動費が「等」に含まれるのかと、私は疑問に思います。 そういうことからしますと、政務活動費については、従来どおりの議会の意見を維持すべきなのかなと。定数に関しては、人口減少などが今後も続いていくとか、ある程度分かるところもあるので、また考えたいとは思っています。 定数は1減で決定したと私も思っていました。そして、南谷清司委員が言われたように議会から依頼したというのは、報酬だけは条例で報酬等審議会にかけなさいと決まっている。定数と政務活動費は書いていないということです。諮問するときに全部を諮問して回答をいただくという、南谷清司委員の考え方は違っていると思います。報酬だけは議会から依頼するのではなくて、当然かけなければいけないということなのですから。 そして、1減の場合でどうするかというのであればよいのですが、2減のことまで踏み込んでいるのは私も疑問を感じます。今言われたように答申を尊重しなければいけないのですが、報酬だけでなく定数まで踏み込んでいるので疑問を感じます。
栗津委員	今、皆様のタブレットにも資料が配付されていると思いますけれども、「特別職の報酬等の額について（答申）」ということで、羽島市特別職報酬等審議会からの資料が示されています。 こちらを見ますと、「諮問事項への答申」ということで議員報酬月額と政務活動費年額について、審議会からの答えが返ってきています。 そして、第2として、「意見を求められた事項への回答」という形で市議会議員の定数についても審議会の考えが示されています。議会から諮問事項として議員報酬と政務活動費、そして意見を求めるという形で市議会議員の定数について、お諮りいただくよう審議会に要請しております。 その結果返ってきた、この答申書に基づいてお話しをすれば、根拠も示されておりますし、委員の中でも様々なご意見、お考えはあったと思います。それを踏まえての結論でありますので、第三者機関に諮問と意見を求めた議会としては、この答申の結果を尊重すべきだと考えます。 私の立場は答申どおりということで、定数は2減、報酬は月額40万4,250円、そして政務活動費は年額12万円とす

花村委員	ることが妥当であると考えます。 今回の答申で、議員の定数について2減とする意見が述べられ、そういった答申結果が示されておりますけれども、その理由として、アンケートの結果が述べられております。 しかし、議会として意見交換会も行ったところであります。この意見交換会では、議員の定数は減らすべきではないという意見が大半であったと見られるものであります。 従いまして、この附帯意見に「議員定数を1減とする場合は前述のとおり市財政への効果が顕著でないことから議員報酬の額は据え置くことを求める」とありますように、議員定数・報酬等検討特別委員会で決定したように定数は1減とし、議員報酬は据え置きとするのが適切だと思います。
野口委員	この答申を読ませていただきましたけれども、私は単刀直入に申し上げまして、第三者機関という割には市民アンケートの結果を非常に重視した議論になっているなど。私が偏った見方をしているのか分かりませんが、そのような印象を受けました。 細かく話をしていくと時間がかかってしまうので結論だけ申し上げますが、私はこれまで議員定数は2人削減という提案者でもありますので、これは答申どおり2人削減で。 報酬についても、報酬は5%戻したらどうですかと私が言ったのですよね。なので、提案者として、答申案ではなくて議員案で行きたいと思っております。 政務活動費について、ここだけは詳しく言いたいのですが、答申の、「本市は県内他市と比べ面積も大きくなく、活動しやすいため他市と地域性が異なる」と書いてあるのですよ。私はよく分かりません。 また、「チラシは自身の宣伝になっているのではないか」と書いてあるのですよ。議員は何をやっているか分からないという市民の声も頂いております、こうした情報発信をすべきだと思うのですよ。 「わざわざ遠方に研修に行かなくてもオンラインで実施できる」と。視察に行きますね。そのとき、視察先の議会事務局から、「うちの宿泊施設に泊まってくださいね」とか言われるのですよ。お金を落とすではないけれども、そういったところにもご協力くださいということだと思ふのですよ、はっきり言って。 いろいろな話を聞く上で、オンラインも可ですよ。それは否定しませんが、オンラインもできるからそんなに政務活

	動費はいらないだろうみたいな書きっぷりに捉えられます。 「県内他市と比較すると増額してもよい」と書いてある。この意見は素晴らしいと思いますが、正直言って私たちの会派は、視察でほとんど政務活動費を使ってしまうのですよ。情報発信にまで政務活動費を回せていないのです。それを考えますと 12 万円では足りない。何が言いたいかというと、これも議員案でやらせていただきたい。 整理しますと 2 人削減、報酬と政務活動費については議員案で行きたいというのが、議席番号 10 番野口佳宏の考えであります。
後藤徹委員	この場で意見を述べておいたほうがよいかなと思いますので発言します。これまで、皆様と一緒に議会としていろいろな意見を交わしながら決めてきたことと、実際に私たちが答申をお願いしていく中で出てきた答申等を確認していく上で、明らかに答申等が間違っていると考えられるのであれば、それは考えなくてはいけないと思いますが、今回は真摯に答申を受け入れたいと感じております。
原委員長	ほかにご意見ございませんか。 〔発言する者なし〕
原委員長	今回の答申に賛成か反対かを諮っていきます。まず議員定数についてお諮りいたします。
佐藤委員	報酬等の範囲について疑問を思っておりますので、答申を受けてという枕詞がつくのは疑問を持ってしまいます。 答申は関係なくこのように思っていますという立場はあってもよいのかなと思っています。結論を示すときにも答申を受けてみたいな枕詞があるよりかは、単純にどうしたいのかということを、ここで決めるというのがありがたいと思います。
原委員長	そもそも答申が出て、その答申を受けて今回の特別委員会は開催させていただきました。ですので、この答申に賛成か反対となりますので、お願いいたします。諮り方ですが、答申案か、議員案、どちらかというところになります。 〔「議員案が中心で答申は参考や」と呼ぶ者あり〕

原委員長	そのような採決ですので。答申案か議員案かということで答申について賛否を採るところで、反対した場合は議員案に行きます。 例えば、議員定数だと 1 減になります。政務活動費と報酬については、議員案は 5% 戻す案ですので、否決になったらそちらになります。政務活動費も 12 万円が否決されたら 18 万円になると。 〔「議員案に賛成か反対かですよ。議員案が優先ですから」と呼ぶ者あり〕 〔「もう採決しましょう」と呼ぶ者あり〕
原委員長	それでは答申に賛成か反対か諮ります。まず定数を諮り、次に報酬、政務活動費の順に諮ります。答申が否決された場合には特別委員会で決定した内容となります。 それでは議員定数についてお諮りいたします。答申の 2 人削減することに賛成の方の挙手を願います。 〔挙手多数〕
原委員長	河崎委員、後藤徹委員、南谷清司委員、安井委員、野口委員、南谷佳寛委員、藤川委員、後藤國弘委員、佐藤委員、安藤委員。挙手多数で、議員定数を 2 人削減で 16 人することに決定しました。 〔「何票ですか」と呼ぶ者あり〕
原委員長	10 票です。 次に、議員報酬について、答申の月額 1 万円増額の 40 万 4,250 円とすることに賛成の方は挙手を願います。 〔挙手少数〕
原委員長	河崎委員、後藤徹委員、南谷清司委員、安井委員、南谷佳寛委員、藤川委員、安藤委員。 〔「報酬を上げないという選択肢を考えている人がいる」と呼ぶ者あり〕

	〔「私はその考え方です」と呼ぶ者あり〕
原委員長	否決された場合は議員案です。
	〔「議員案に反対かどうかにも採決しないと」と呼ぶ者あり〕
	〔「さっきとやり方が違うじゃないか」と呼ぶ者あり〕
南谷清司委員	答申案に賛成しないということは、自動的に議員案の 5 % アップに賛成をするということです。
原委員長	その認識を持ってください。再度諮ります。棄権はできます。棄権の方は退席してください。
	〔「もう採決したじゃないか」と呼ぶ者あり〕
	〔佐藤委員退席〕
原委員長	では、報酬について採決します。答申の月額 1 万円増額 40 万 4,250 円に賛成の方の挙手を願います。
	〔挙手少数〕
原委員長	河崎委員、後藤徹委員、南谷清司委員、安井委員、南谷佳寛委員、藤川委員、安藤委員。答申案は否決されました。よって、報酬は特別委員会で決定し、報酬等審議会に諮問された平成 23 年の 5 %削減分を元に戻し、月額 2 万 750 円増額の 41 万 5,000 円にすることになりました。
	〔佐藤委員入室〕
原委員長	次に、政務活動費についてお諮りいたします。答申の 4 万円増額の年額 12 万円とすることに賛成の方は挙手願います。
	〔挙手少数〕
原委員長	河崎委員、後藤徹委員、南谷清司委員、安井委員、南谷佳寛委員、藤川委員、安藤委員。答申案は否決されました。よって、政務活動費は特別委員会で決定し、報酬等審議会に諮問された年額 10 万円増額の 18 万円とすることになりました。

	た。 では、議員定数については16人、議員報酬については5%アップ、政務活動費については年額18万円ということで今後は条例案を作成し、パブリックコメントを行い、9月の定例会で改正案などを上程したいと考えていますが、そのように進めてよろしいでしょうか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議会総務課長	委員長から説明がありましたスケジュールのところで、詳しく説明させていただきます。パブリックコメントについては、令和8年8月1日から8月31日までの1か月間行います。その後、市民の意見に対する回答を作成して、9月中旬頃までにはその回答を公表したいと思います。それを受けまして、最終日に議案として提出するという流れでいきますので、お願いいたします。
藤川委員	9月定例会最終日の議案提出ですけれども、これはどこが提出する形になるのでしょうか。
議会総務課長	議員発議で考えています。
豊島委員	パブリックコメントは委員長か議長一任なのか。 〔「パブリックコメント案をタブレットに格納しました」と呼ぶ者あり〕
佐藤委員	議員発議というお話ですが、賛否がありましたけれども、賛成した議員が連名で発議するという理解でよろしいのか。
議会総務課長	議会運営委員会で発議する予定です。
佐藤委員	議会運営委員としての発案だということだと思うのですが、委員の思いと違う議案でも提案者になるという理解でよろしいのでしょうか。 〔「議会の総意なんだから」と呼ぶ者あり〕
佐藤委員	栗津委員から答えがありましたので、大丈夫です。
野口委員	予算の関係で、従来に比べてどうなるのかという数字が

議会総務課長	欲しいです。それは可能なのかな。多分赤字にはならないでしょう。すぐ出せという話ではなくて、これが実現した場合にどうなるのかという予算額の比較を知りたいです。
藤川委員	試算はしてありますので、どこかのタイミングで皆様にお伝えします。
藤川委員	議案の発議ですが、議会運営委員会からということですが、発議には3人必要でしたか。
藤川委員	〔「2人」と呼ぶ者あり〕
藤川委員	議会運営委員会で、今後協議しますけれども、仮に賛同者が足りなかった場合に議会運営委員会以外の方からの賛同を募ってもよいのかということだけ確認したいです。 議会運営委員会の委員だけでは条例発議の条件を満たせない可能性のことも踏まえて、その場合、発議で出せないことになってしまうのですが、その辺りの可能性についても考えておいていただけたらと思います。
原委員長	〔「議会で決めたことなんだから」と呼ぶ者あり〕
原委員長	これにて議員定数・報酬等検討特別委員会を閉会いたします。ご苦勞様でございました。 【閉会＝午前11時52分】